

那 霸 市 公 報

号外第 6 5 5 号
毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 1 6 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置について (公表) 355

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号
平 成 1 7 年 6 月 2 0 日

那 霸 市 監 査 委 員	長 嶺	紀 雄
同	池 原	應 子
同	當 真	嗣 州
同	高 良	幸 勇

平成 1 6 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置について (公表)

平成 1 6 年度定期監査 (後期) の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

都 市 計 画 部

建 築 指 導 課

(留意事項)

行政代執行費用徴収金 (滞納繰越) の未収金について

本件に関しては、昭和 6 3 年 1 0 月の一斉パトロール中に違反建築物を摘発、平成 5 年 2 月に行政代執行開始、7 月に終了し、1 0 月に代執行費用納付命令書、その後督促状交付、平成 6 年～平成 1 1 年にかけて牧志、久茂地の土地、建物を差押えるが、本物件に対して甲債権者 (債権順位 5 番) が競売の手続を地方裁判所に申し立てた。しかし、裁判所は、最低売却価格が手続き費用及び差押債権者に優先する債権金を弁済して余剰を生じる見込がないということで甲債権者に手続き取り消しを通知している。

その後、更に平成 1 6 年 5 月に、他の乙債権者 (債権順位 2 , 3 , 4 , 5 番) により不動産競売の申し立てがあり、那覇地方裁判所に受理され手続き中であるが、現在の状況としては競売への進展がない。

このような状況の下ではあるが、債務者の資産のうち上野村の土地を本市の納税課と本件の債権で差押えをしており債権を確保できる状況であるので、その資産の評価額等を調査して債権回収の見込を検討することも含めて、今後も、他の債権者等からの情報や動向を把握するなど、引き続き対応策を検討されたい。

留意事項に関する措置

上野村の土地については、当課は参加差押となっていることから、納税滞納処分に伴い差押をしている納税課と協議し、債権整理も視野にいれながら検討していきます。

建 設 管 理 部

道 路 管 理 室

(留意事項)

国県補助金の早期確保について

国県補助事業の支出については補助金の受け入れを待たずに出来高分の支払いをしなければならない。その為、年末時の支出にあたり支払資金に余裕がなくなり、指定金融機関から多額の一時借入れにつながることになる。国県補助金の早期確保については、各事業課の請求額は小額でも、まとめると多額になり無駄な一時借入をなくすためにも市全体の予算執行として留意されたい。

(なお、国県補助金の早期確保については、道路建設課、花とみどり課及び建築工事課も共通内容の留意事項である。)

留意事項に関する措置

国県の補助金の申請につきましては、複数回の補助金請求を行ってりましたが、出納室にて、収納と支出の関連より一時借入れを行っている現状についての対策として、当室において、県と調整の上、請求可能な分については早急に対応し、国県補助金の早期確保に努めたいと考えております。

土 木 管 理 事 務 所

(注 意 事 項)

随意契約について

久米若狭線道路修繕工事(1)及び久米若狭線道路修繕工事(2)外1箇所の工事は、平成16年6月から同年7月にかけて同一業者と119万700円と55万200円に分割(総額174万900円)して随意契約している。

土木管理事務所の説明によると、道路側溝破損に伴う緊急工事のため、随意契約したものである。

この場合には、地方自治法施行例第167条の2第1項第5号(緊急性)を適用すべきであって、那覇市契約規則第21条第1項第1号(限度額130万円以内)の規定を適用して、随意契約したことは、意図的に分割したという疑念をもたれかねないので、条文の適用にあたってはより適正にされたい。

注意事項に関する措置

今後は関係法令を遵守して、適正に執行いたします。

市 営 住 宅 室

(注 意 ・ 要 望 事 項)

(1) 市営住宅の増改築について(注意事項)

若松市営住宅及び樋川市営住宅の実地調査において、ベランダを部屋に増改築している箇所が散見された。更に若狭市営住宅については、市民より通報があったとのことだが、他の市営住宅同様に調査資料がなく実情が把握されていない。

平成13年度消防設備点検において、若松市営住宅が消防法に適合していない旨の指摘を受け、文書で入居者に注意を求めたが、改善措置はとられていない。

また、那覇市営住宅条例第28条(模様替又は増築の制限)において、市長の承認を得た場合以外の増築は禁止されており、許可した事例はない。

消防設備や出火の際の避難路に不備がある状態で、もしも火災が起こったら、取り返しが付かないことになる恐れがあるので、市営住宅の実情の把握に努めるとともに、市民の生命、財産の保護の立場より建物の適正な管理に努められたい。

(2) 未収金について(要望事項)

2003年度以前の家賃滞納繰越額は2億7,660万7,931円となり、多額である。そのうち、5年以上の滞納繰越額は1億340万7,946円(滞納総額の37.4%)である。

これについては、滞納者数を把握できないこと、時効中断の法的手続きが不十分なこと等の問題点はあるが、職員3人を配置し督促状・催告書の発送、滞納個票の作成、委託徴収員(4人)の活用、高額滞納者の早期整理、更に市営住宅室全員動員による臨戸徴収の努力を行い、収納率が徐々に向上していることは評価できる。

今後とも重点目標を整理し、計画的な催告、滞納個票への記載項目の検討を行い、なお一層の徴収率向上を目指してもらいたい。

注意事項に関する措置

現在、23団地(6,597世帯)の市営住宅があり、その過半数の団地が築20年以上の建物で、ベランダ部分にベニヤ・トタン・アルミ等により増築している世帯があります。平成13年度には消防法に適合していない旨の文書により入居者への注意を求めたが是正されないまま現在に至っています。

今後、市営住宅室としましては、現場調査及び状況把握を行い、違反部分改善通知文書の送付及び入

居者への指導を行ってまいります。

要望事項に関する措置

5 ヶ年以上の滞納繰越分については、滞納者の納付意識も低下して、徴収が困難になりつつありますが、今後も滞納者と積極的に接触、交渉し、分割納付を指導して、早期に納付させるようさらに努力いたします。

また、徴収率の向上をはかるため、迅速な催告文書の送付、電話催告及び臨戸徴収等の業務を一層強化し、滞納額の縮減に努めていきたいと考えています。

道 路 建 設 課

(注 意 ・ 留 意 事 項)

(1) 随意契約について (注 意 事 項)

末吉内間線排水工事 (その 1) から (その 6) まで 6 件の工事は、平成 16 年 6 月から同年 9 月にかけて同一業者と 357,000 円から 399,000 円の範囲内 (契約総額 2,289,000 円) で 6 工区に分割して随意契約している。予想外の集中豪雨により既設雨水管オーバーフローにより近隣住宅への床上浸水が発生したので、現場近くの同業者 (本市登録業者) と、より口径の大きい管への取替え工事を緊急性があるとして随意契約したものである。この場合には、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急性) の規定を適用すべきであって、那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 1 号 (限度額 130 万円以内) の規定を適用して随意契約したことは意図的に分割したという疑念を持たれかねないので条文適用に当たっては適正にされたい。

(2) 国庫補助金の早期確保について (留 意 事 項)

そのことは、道路管理室の「6 留意事項 国庫補助金の早期確保について」と共通留意事項である。

注意事項に関する措置

今後、随意契約の条文適用にあたっては、適正に実施するよう努めます。

留意事項に関する措置

国庫補助金の早期確保につきましては、請求時期及び請求額等について県の関係課と調整の上、請求可能な額を出来るだけ早い時期に請求申請を行うように努めます。

下 水 道 建 設 課

(是 正 ・ 指 摘 事 項)

(1) 指名競争入札について (是 正 事 項)

(入 札 ・ 契 約 事 務 は 、 下 水 道 管 理 室)

平成 16 年度公共下水道カメラ調査業務委託 (その 1 : 契約済額 1,354 万 5,000 円) と (その 2 : 契約済額 1,365 万円) の入札・契約事務について、次のとおり 3 点不適切な処理が見受けられた。1 つ目は、事務分掌規則上、入札及び契約業務は契約検査室の所管となっているが、下水道管理室において入札・契約事務を行ったこと。2 つ目は、内部規定で予定価格の事前公表をするようになっているがそれを怠ったため、予定価格を超える入札があった。その結果、再入札となり業務の効率性を損ねたこと。3 つ目は、那覇市契約規則第 20 条第 1 項により原則として 5 社以上の業者を指名して行うことになっているが、今回の 2 件の入札は、指名業者 6 社のうち 2 社については、本市の入札参加資格登録業者 (委託業務) として登録されていないので指名が出来ないにもかかわらず入札に参加させている。その 2 社を指名した合理的な理由が見出せない。

その結果として、その 2 社が落札することになったことから入札に参加させたことは好ましくなかった。

今後の入札・契約業務にあっては、法令等に基づいた適正な手続きを遵守することにより、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の未然防止を図るよう是正されたい。

(2) 事故防止の徹底について(指摘事項)

「9 工区仲井真地内公共下水道工事」の現場において、平成 16 年 12 月 6 日に土砂崩落により死亡事故が発生した。最終的な事故原因は、警察、労働基準監督署により現在調査中とのことであるが、掘削面の土留め工法に当たり、施工業者が発注者の指示どおりに施工しなかったことに原因があるとの説明であった。

事故後の緊急対策として、建設管理部所属の全課へ安全施工徹底指導の指示、当該課発注工事の現場代理人全員を集め安全施工、現場点検及び作業員への指導徹底を指示したとのことである。また、今後の対応としては、安全施工対策委員会を設置して、安全パトロールを更に強化していくとのことであった。

本市では、工事事務及び施工が適正に行われているかどうかの主眼において技術力の向上と安全確保のため工事監査を毎年実施しているにも関わらず、このような痛ましい事故が発生したことは誠に遺憾である。今後は、従来以上に工事現場毎に危険を想定したリスク管理の徹底、漫然と施工管理をするのではなく、施工工程に従って安全パトロールを適宜実施するなどして、安全施工の指導徹底を図り、二度と痛ましい事故が発生しないよう改善されたい。

是正事項に関する措置

清掃業務を伴うカメラ調査委託は特殊な業務委託であることから、事業課である下水道管理室で契約事務をできるものとして契約を行いました。しかし、監査の指摘のとおり、工事に関するカメラ調査であることから契約所管の契約検査室での発注が可能であったことから、17年度のカメラ調査委託業務は上下水道局の契約検査課で、契約手続きを行います。

今後のカメラ調査委託は、上下水道局の契約検査課で予定価格を公表して契約手続きをし、再入札にならないようにする予定です。

カメラ調査委託業務を指名入札で行う場合は上下水道局契約検査課で指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱に基づき登録業者から指名して入札を行います。

付記(上下水道統合による今後の下水道に関する契約対応)

水道局との統合により平成 17 年 4 月 1 日以降の下水道に関する入札・契約事務は、那覇市上下水道局所管の契約事務規程及び指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱、及び予定価格事前公表実施要綱に基づき、適切な手続きを遵守し、公正な競争の促進等を図ります。

指摘事項に関する措置

事故防止に向けた安全対策として、作業を始める前に現場技術員及び作業員の全員による危険要因を取り除くためのミーティングを行い、作業員自身の危険に対する感受性を高め、現場関係者全員の安全先取り活動による危険予知活動(KYK)を積極的に推進し、危険を想定したリスク管理を行うよう指導徹底してまいります。

また、工事受注者が定期的に行う社内安全巡回パトロールによる工事現場の不安全ヶ所等をチェックシートで点検を行うよう指導してまいります。

更に、那覇市下水道工事安全施行対策委員会による安全パトロールを実施すると共に、万全の体制で安全施行の構築を図り、再発防止に努めてまいります。

花とみどり課

(指摘・留意事項)

(1) 那覇埠頭前緑地の不法占拠について(指摘事項)

那覇埠頭前緑地の2,200.6㎡不法占拠については、これまでも決算審査や定期監査等で指摘がなされたところである。昭和34年に違反建築の撤去勧告、平成元年には不法占拠の立ち退き勧告、増改築禁止勧告、平成12年には公園用地看板設置等を実施した。不法占拠問題解決のため、国、県への新規事業採択要望も行ったが採択にはいたっていない。このままの状況では那覇埠頭前緑地の占拠問題解決には進展が見られない。

なお、平成19年度以降に事業化を図る予定になっているが、新規事業としての国、県の採択が不確定であるので、今後の対応として、早めに占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理が必要で法的措置をとるべきである。

(2) 国県補助金の早期確保について(留意事項)

そのことは、道路管理室の「6留意事項国県補助金の早期確保について」と共通留意事項である。

指摘事項に関する措置

那覇埠頭前緑地は、昭和36年に都市計画駐車場として都市計画決定され、昭和52年に都市緑地として計画変更されました。これまで違反建築の撤去勧告、不法占拠の立ち退き勧告や国庫補助事業を行うべく新規事業採択の努力を行って参りましたが問題解決には至っておりません。

今後は、ご指摘のとおり占拠者の資産状況、課税調査などの確認や整理を行うとともに補償の有無及び立ち退きの方法など法的措置の整理・検討を行って参ります。

留意事項に関する措置

国県補助金の早期確保につきましては、請求時期及び請求額等について県の関係課と調整の上、請求可能な額を出来るだけ早い時期に請求申請を行うように努めて参ります。

建築工事課

(留意事項)

国県補助事業金の早期確保について

そのことは、道路管理室の「6留意事項国庫補助金の早期確保について」と共通留意事項である。

留意事項に関する措置

国県補助金の早期確保については請求時期、請求額等について県の関係課と調整の上、請求可能な額については、出来るだけ早い時期に請求申請を行うよう努めたいと考えております。